平成２７年（フ）第４８号
東京都多摩市愛宕４丁目40番地２―206
債務者　金本茂こと　金　　茂
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
石川県小松市矢田野町ヨ10番地１　セジュール小松107、従前の住所富山県小矢部市水島1311番地４、従前々の住所石川県小松市符津町ヨ171番地１
債務者　藤井　　弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月９日午後３時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１０号
長野県佐久市猿久保８番地３　須江マンション102号
債務者　須田　勝行
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１３号
長野県小諸市大字和田120番地２　セジュールエクセル105
債務者　木内　公貴
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１７号
長野県小諸市大字御影新田2121番地65　県営住宅52―20号
債務者　藤田しのぶ
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第７３号
岡山県備前市伊部655番地
債務者　宮崎　昌康
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６０９号
千葉県松戸市松戸871―１　エスペラント立澤Ｅ―３
債務者　坂東　教輝
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６１０号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目13―３―1302
債務者　澤田　慎吾
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６２５号
東京都渋谷区代々木３丁目34―３―101
債務者　柳井　美幸
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６８０号
東京都町田市小山ヶ丘１丁目10―４　第８タクミマンション303
債務者　松下　英子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６８２号
東京都立川市若葉町４丁目25―１―17―301
債務者　本間　和恵
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６８７号
東京都大田区久が原３丁目38―11―202
債務者　西村　貴雄
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９１号
東京都中央区勝どき１丁目８―１―1706
債務者　川名　眞美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７００号
東京都板橋区成増１丁目35―３―907
債務者　桑原　裕子（旧姓松見）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７０２号
東京都あきる野市瀬戸岡229―３―101
債務者　中村　和恵（旧姓井ケ田）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部